

板橋区民文化祭実施要綱

(平成13年 3月27日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、区民の多様な文化・芸術を発表する機会並びに鑑賞する機会を提供する板橋区民文化祭（以下「文化祭」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、文化祭を円滑に実施することを目的とする。

(種 目)

第2条 文化祭の種目は、年齢、性別を問わず広く区民の主体的な参加が得られ、かつ区民の文化・芸術に寄与するものとする。

(時 期)

第3条 実施時期は、原則として9月から11月の期間で、日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）を中心に実施する。

(会 場)

第4条 実施会場は、原則として区の施設とする。ただし、区の施設では実施が困難な場合はこの限りでない。

(共 催)

第5条 文化祭は、各実施種目において、区民を横断する組織的、活動実績のある団体で、主体的に区民文化の向上を目的とした非営利団体との共催で実施するものとする。

2 実施にあたって、区は前項の共催団体（以下「団体」という。）と共催協定書を取り交わし実施するものとする。

(経 費)

第6条 文化祭に要する経費は、区、団体及び文化祭に参加する者からの参加費及び入場料で賄うものとする。

2 前項の規定に係わらず、区及び団体が協議のうえ必要と認めるときは、参加費及び入場料を徴収しないことができる。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。